

沿岸広域振興局長告示第115号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
大船渡市赤崎町字中井62番7、63番2、63番13、63番19、63番20、63番21、68番3及び105番4並びに68番3地先認定外道路の一部	122.35	6.00～6.10	平成27年10月26日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。